



福岡県医発第 1670 号 (地)

平成 28 年 9 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

乳幼児医療証・子ども医療証の変更について

標記の件につきまして、福岡県公費医療制度の改正に伴い、平成 28 年 10 月 1 日より下記のとおり制度名等を変更する旨、みやこ町より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、みやこ町役場健康づくり課医療保険係 (0930-32-2725) までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

<乳幼児医療>

		現行	改正後 (平成 28 年 10 月 1 日から)
制度名		乳幼児医療証・子ども医療証	<u>子ども医療証</u>
対象者		乳幼児医療：0 歳～就学前まで 子ども医療：小学生	<u>0 歳～小学校 6 年生</u>
自己負担	通院	3 歳未満：なし 3 歳～小学生：600 円／月 (限度)	3 歳未満：なし 3 歳～小学生：600 円／月 (限度)
	入院	3 歳未満：なし 3 歳～小学生：500 円／日 (月 7 日限度)	3 歳未満：なし 3 歳～小学生：500 円／日 (月 7 日限度)

<子ども医療>

		現行	改正後 (平成 28 年 10 月 1 日から)
制度名		子ども医療証	<u>青少年医療証</u>
対象者		小学 1 年生～高校生世代	<u>中学生～高校生世代</u>
自己負担	通院	600 円／月 (限度)	600 円／月 (限度)
	入院	500 円／日 (月 7 日限度)	500 円／日 (月 7 日限度)

※自己負担額・負担者番号は変更なし

※生活保護を受給している間や、高校生世代でも就業者、既婚者等は対象外

※青少年医療証については、学校でのけがの際には使用不可

公益社団法人 福岡県医師会 御中

みやこ町長 井上 幸春



乳幼児医療証・子ども医療証の変更について

日ごろより、みやこ町の公費医療費支給制度につきまして、ご高配賜り、誠にありがとうございます。

平成28年10月からの福岡県公費医療制度の改正に伴い、みやこ町においても、以下のとおり制度名等を変更します。

つきましては、改正点を以下にまとめておりますので、ご参考いただければ幸いです。
今後とも、変わらぬご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 主な改正点

<乳幼児医療>

		現行	➔			改正後
制度名		乳幼児医療証・子ども医療証		子ども医療証		
対象者		0歳～就学前まで（乳幼児医療） 小学生（子ども医療）		0歳～小学6年生		
自己負担	通院	3歳未満：なし 3歳～小学生：600円／月（限度）		変更なし		
	入院	3歳未満：なし 3歳～小学生：500円／日（月7日限度）		変更なし		

<子ども医療>

		現行	➔			改正後
制度名		子ども医療証		青少年医療証		
対象者		小学1年生～高校生世代		中学生～高校生世代		
自己負担	通院	600円／月（限度）		変更なし		
	入院	500円／日（月7日限度）		変更なし		

2. その他

- (1) 制度開始時期：平成28年10月1日から
- (2) 自己負担額・負担者番号は変更ありません。
- (3) 生活保護を受給している間や、高校生世代でも就業者、既婚者等は対象外です。
- (4) 青少年医療証については、学校でのけがの際には使用できません。